

京都 高瀬川別邸 宿泊利用規則

施設の公共性と安全性を維持するため、当施設をご利用のお客様には高瀬川別邸宿泊約款に基づき、下記の規則をお守り頂く事になっております。

この規則をお守り頂けない時は、高瀬川別邸宿泊約款により宿泊のご継続をお断りさせていただきます。

【館内ご利用について】

- ① 万一に備え、掲示されております避難経路図及び各階の非常口をご確認ください。
- ② 不審者の来訪に際しては不用意に開扉をなさらず、フロントにご連絡下さい。
- ③ 泥酔でのお風呂のご利用は危険ですので、お断り致します。
- ④ 連泊時のリネン交換・清掃は、衛生上毎日交換をさせていただきます。
10時から15時の間で清掃担当者が入室をさせていただきますので、ご協力をお願い致します。
- ⑤ 当施設の敷地内は全面禁煙でございます。喫煙された場合、宿泊を拒否致します。
- ⑥ 火の取扱いを一切禁止しております。
- ⑦ 客室を集会行為(展示会・パーティーその他)等、ご宿泊以外の目的に使用する事は出来ません。
- ⑧ 館内の造作・改造は厳禁です。また、什器・備品の著しい移動もお断りします。
- ⑨ 施設の外観を損なうようなものを窓側におかないでください。
- ⑩ 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
- ⑪ 未成年者のみの宿泊はお断り申し上げます。

【施設内では、下記の物の持ち込み、行為はご遠慮ください】

- ① 動物・鳥等のペット。
- ② 火薬・揮発油・その他発火、又は引火性の物。
- ③ 悪臭を発する物。
- ④ 著しく大きな音を出す行為。
- ⑤ 法により所持を禁じられている、鉄砲・刀剣・覚醒剤の類。
- ⑥ 賭博や風紀を乱すような行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- ⑦ 広告宣伝物の配布・物品の販売・勧誘等。
- ⑧ 著しく多量な物品。
その他、他のお客様の安全性または快適性を損なう可能性があるものとホテルが認めたもの。
- ⑨ 当施設の許可なく施設内で撮影した写真を営業上の目的で使用する事。
- ⑩ 建造物・備品・その他の物品を損傷、汚染又は紛失させた場合には、実費相当額を弁償して頂きます。

高瀬川別邸 宿泊約款

第 1 条 (宿泊契約と本約款の適用)

- (1)高瀬川別邸(以下、当施設という)の締結する宿泊契約及びこれらに関する契約は、高瀬川別邸宿泊約款(以下、本約款という)の定める所によるものとし、本約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとする。
- (2)当施設は、前項の規定に関わらず、本約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じる。

第 2 条 (宿泊引受けの拒否)

当施設は宿泊者が次の各項に該当する時、宿泊の引受けを拒否することができる。

- (1)宿泊の申し込みが、本約款によらないものである時。
- (2)当施設が満室(員)により客室の余裕がない時。
- (3)宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令・公序良俗に反する行為をするおそれがあると、認められる時。
- (4)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められる時。
- (5)宿泊に関し到底受け入れ難い特別の負担を求められた時。
- (6)天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ない時。
- (7)宿泊しようとする者が、泥酔者で他の宿泊者及び近隣に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき、宿泊者が他の 宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をした時。
- (8)当施設は全面禁煙であり、これを無視して喫煙をした時。
- (9)宿泊中放歌、喧騒、歌舞、音曲等で他の宿泊者に迷惑を及ぼす時。
- (10)危険物(ストーブ等の火器、石油類)及び人体に有害な物品を持ち込む時。
- (11)明らかに支払能力のないと認められる時。
- (12)挙動不審と認められる時。
- (13)宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める指定暴力団および指定暴力団連合またはその構成員、関係者、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)であると認められる時。
- (14)過去に第11条の適用を受けた者である時。

第 3 条 (氏名等の明告)

当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申告する。

- (1)宿泊者の、住所、氏名、電話番号、性別、国籍、および職業。
- (2)その他、当宿泊施設が必要と認めた事項。

第 4 条 (宿泊予約の解除と違約金)

当施設は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約を解除した時は、次に掲げる違約金を宿泊予約申込者が当施設に支払うものとする。

1. 違約金申し受け規定

- 宿泊日当日に不泊のときは、宿泊料金の100%の違約金
- 宿泊当日に解約したときは、宿泊料金の100%の違約金
- 宿泊予定日の前日に解約したときは、宿泊料金の50%の違約金
- 宿泊予定日の2週間前から2日前までに解約した時は、宿泊料金の20%の違約金
(団体による予約申込者の場合は別とする)

- (2)当施設は、宿泊申込者が連絡をしないで、宿泊日の午後9時になっても到着しないときもしくは、到着予定時刻を2時間以上過ぎて(午後9時を限度)連絡のないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものと見なし、処理する事がある。
- (3)前項の規定により、解除されたものと見なした時において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さない事由によるものであることが証明された時は、第1項の違約金は免除されることがある。

第 5 条 (予約の解除権)

当施設は宿泊者が次の各項に該当する時、宿泊予約を解除する事ができる。

- (1)第2条第3項から第13項までに該当する時。
- (2)第3条を申告しない時。

第 6 条 (宿泊の登録義務)

宿泊者は、宿泊日当日、当施設において、次の事項を当施設に登録する。

- (1)第3条の事項
- (2)外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
- (3)出発日および出発予定時刻。
- (4)その他、当施設が必要と認めた事項。

第 7 条 (チェックイン・チェックアウトタイム)

- (1) 宿泊者が当施設に入館できる時刻(チェックインタイム)は、午後3時からとし、又当施設に留まれる時刻(チェックアウトタイム)は午前10時迄とする。
- (2) 当施設は、午前10時以降の時間延長等は特別な事由がないかぎり一切できない。
- (3) 連泊(2日以上)連続して宿泊するときは、到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来るが、衛生上、客室清掃のため、午前10時から午後3時までの時間において客室清掃担当者が入室する。

第 8 条 (料金の支払い)

料金の支払は、予約申し込み時にクレジット決済するか、指定日までに申込金(宿泊料金相当)を指定の銀行口座入金(銀行振込)にて支払うものとする。宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は発生する。当日予約・宿泊延長の場合、フロントにて現金もしくはクレジットにて事前に支払いを済ませなくてはならない。

第 9 条 (利用規則の遵守)

宿泊者は、当施設においては、当施設が定めた本約款及び宿泊利用規則を厳守する。

第 10 条 (宿泊継続の拒絶)

当施設は、宿泊引受けした宿泊期間中といえども、次に掲載するときは、宿泊の継続を断ることができる。

- (1) 第2条第3項から第13項までのいずれかに該当する時。
- (2) 宿泊者以外のものを当施設に無断で客室内に入れた時。
- (3) 第10条に定めた利用規則に従わなかった時。
- (4) 当施設内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他、当施設が定める利用規則禁止事項に従わない時。

第 11 条 (客室提供の責任範囲)

- (1) 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設において宿泊の登録を行ったとき、または施設に入ったときのうち、いずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため施設を明け渡した時に終わる。
- (2) 当施設が火災及び天災等の不可抗力により宿泊者に客室の提供が出来なくなった時、宿泊契約は当然に解除される。
- (3) 火災及び天災等の不可抗力を除き、当施設の責に帰すべき事由で客室の提供ができなくなった時、その宿泊者に類似料金による他の宿泊施設を斡旋する。このとき、客室の提供が継続出来なくなった、その日の宿泊料金は返還する。

- (4) 不幸にも上記第3項のとき、当施設は宿泊料金返還以上の賠償責任を負わないものとする。
- (5) 当施設は宿泊関連以外のサービスは提供しない。

第 12 条 (寄託物等の取扱い)

- (1) 当施設では寄託物等の取扱いは原則としてしないものとする。
- (2) 宿泊者が当施設内に持込んだ物品又は現金並びに、貴重品に関しては当施設の故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当施設は責任を負わない。

第 13 条 (手荷物又は携帯品の保管管理)

- (1) 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着したとき、その到着前に当施設が手荷物受取を了承したときに限って責任をもって保管管理し、宿泊者がチェックインする際に手渡す。
- (2) 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品(金庫内も含む)が当施設に置き忘れられていたとき、当施設は、宿泊当該者に連絡をするとともにその指示を求めるものとする。ただし、宿泊当該者の指示がないとき又は、所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間当施設にて保管し、その後貴重品については法に従い最寄りの警察署へ届け、その他の物品については当施設で処分する。

第 14 条 (宿泊客の責任)

当施設が宿泊者の故意又は過失により損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償するものとする。

第 15 条 (管轄及び準拠法)

本約款に関して生じる一切の紛争については、当施設の所在地を管轄する京都地方裁判所、京都簡易裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとする。